

令和2年12月16日

会員保険薬局 各位

(一社) 姫路薬剤師会会長 浦上 文男

地域医療部 池口 由美

【重要】

「居宅療養管理指導料（介護保険）・

在宅患者訪問薬剤管理指導料（医療保険）の算定要件」について

平素は、当会の活動にご協力いただきありがとうございます。

複数の医療機関様より、表題の件について、周知の依頼を受けしましたので、
お知らせいたします。以下の内容を再度確認し、適正な管理指導及び適正な請求を行ってください。

- ① いずれの指導を実施する場合でも、「『医師の指示』が、処方箋発行の都度必要。
初回のみではありませんのでご注意ください。
当該指示については、文書（処方箋への記載など）または口頭指示で受けますが、口頭指示で受けた場合には、指示を受けた日時、内容を処方箋の備考欄や薬歴に記録しておく必要があります。（疑義照会で行った際は、疑義照会の記録に順じて記載してください。）
- ② 「患者宅へ訪問、管理指導を実施した日」＝「算定日」。
- ③ 薬学的管理指導計画を作成し、必要に応じて見直しを行い医師へ提出（介護保険の場合は、ケアマネージャー（以下 CM）へも提出）
- ④ 訪問毎に報告書を医師に提出（介護保険の場合には CM へも提出）
- ⑤ 在宅に係る薬歴・医師および CM への報告書のコピー・薬学的管理指導計画書のコピー・重要事項説明書・契約書などは個人別に保管。

その他基本事項

- ・ 介護保険の場合、重要事項説明書・居宅療養管理指導契約書を作成し、同意書を交わして、利用者様と薬局で保管管理が必要。薬局は、運営規定を作成し保管。
- ・ 医療保険→在宅患者訪問管理指導に係る届出を近畿厚生局へ提出
- ・ 介護保険→薬局の場合、指定居宅療養管理指導事業所は、みなし指定のため届出の必要はありませんが、指定を必要としない「別段の申し立て」をしている薬局は、この申請の取り下げが必要。
- ・ 生活保護受給者への訪問管理は、生活保護法指定介護機関指定申請が必要
- ・ 介護保険の場合、居宅療養管理指導費を請求する際は、介護券が必要

兵庫県薬剤師会 HP（会員ページ）→書類等ダウンロード→「在宅マニュアルから」も参考になります。ご活用ください。

以上